

政治資金監査に関するQ & Aの改定について

(趣旨)

政治団体の会計責任者の職務代行者であった者が当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことについては、適当でない旨をQ & Aで示しているところであるが、本年10月13日に公布された政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第89号。以下「一部改正省令」という。）により、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第17条に規定する政治資金監査を行うことができない者として「政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの期間に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者の職務代行者であった者」が追加されるため、一部改正省令の施行日（平成28年1月1日）から、以下のとおりQ & Aを改定する。

- 「Ⅱ－1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査」を削除する。
- これに伴い、「Ⅱ. 登録政治資金監査人」内のQ & Aについて番号を1つずつ繰り上げる。

(参考) 削除するQ & A

Ⅱ－1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査	
Q	年の途中まで国会議員関係政治団体の「会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者」であった者が、登録政治資金監査人として、当該団体の当該年に係る政治資金監査を行うことができるのか。
A	政治資金監査は、外部性を有する第三者により行われるものであり、国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者は、当該国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことができないこととされています。 お尋ねの場合は、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類に自ら政治資金監査を行うことになりかねませんので、制度の趣旨を踏まえれば、適当ではありません。